

## 令和7年度 福祉サービス第三者評価 東京都受審費補助制度等一覧

\* 間接補助の補助金額は都一区市町村の額。  
区市町村→事業者の額は区市町村の定めによる。

分類	種別	補助事業名	補助金額*	補助形態	備考
障害者	障害者支援施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円 ※1	直接	※1 都外施設は定額120万円
	宿泊型自立訓練※2				※2 都のサービス推進費の対象となっている都型(旧知的障害者)通勤寮に限る。
	生活介護※				
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)※				
	就労移行支援※				
	就労継続支援A型・B型※				
	多機能型事業所 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型のうち複数を実施している事業所)※				
	短期入所(福祉型・福祉型強化)※1	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (障害者(児)短期入所事業(都加算))	実費※2	間接	※1報酬体系上の福祉型・福祉型強化。 ※2毎月の運営費補助に含まれる。
	共同生活援助(グループホーム)	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (障害者グループホーム支援事業)	実費※	間接	※毎月の基本額に受審費補助が含まれる。
	居宅介護				
	短期入所(医療型)※	※報酬体系上の医療型。			
	宿泊型自立訓練※	※宿泊型自立訓練を単独事業として実施している事業所。			
障害児	障害児入所施設※1	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円 ※2	直接	※1平成24年4月に知的障害児施設、第二種自閉症児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設から移行した施設若しくはそれと同等の基準を満たす施設に限る。 ※2 都外施設は定額120万円
	放課後等デイサービス (都型放課後等デイサービス)※	都型放課後等デイサービス事業	実費(60万円上限)	直接	※都が承認した事業所に限る。
	児童発達支援センター※	障害者施策推進区市町村包括補助事業 (児童発達支援センターサービス推進事業)	実費(70万円上限)	間接	※旧知的障害児通園施設、旧肢体不自由児通園施設、旧難聴幼児通園施設。社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人及び宗教法人が設置・運営するものに限る。
	児童発達支援事業	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接	
	放課後等デイサービス (都型放課後等デイサービスを除く)				
	障害児多機能型施設 (児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのうち、複数のサービスを実施している事業所)				

上記補助事業の対象外サービス(児童発達支援センターサービス推進事業対象外の児童発達支援センターなど)や都の第三者評価の対象外サービス(地域活動支援センターや、保育所等訪問支援など)について、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助対象になる場合があります。詳細は区市町村に御確認ください。